

新中間処理施設の整備に向けた取組みについて

平成30年2月

十勝環境複合事務組合

1 新施設整備にかかる経過

- くりりんセンター(一般廃棄物中間処理施設)は平成8年10月に供用開始し、基幹的整備改良を含む、長期包括的運転維持業務委託(平成23~37年度)により、運転管理を行っている。
- 平成27年度国の廃棄物処理計画の改訂等を踏まえ、北海道や構成市町村のごみ処理基本計画との整合を図るため、組合の「ごみ処理基本計画」を改訂し、広域化の推進とごみ処理施設等の整備の今後の進め方を整理した。
- 平成28年度、くりりんセンターの施設診断と併せて、再延命化と施設更新の両面からライフサイクルコストや施設機能等を比較検討し、将来にわたって安全かつ安定したごみ処理を継続的に行うために、平成38年度以降は新施設でごみ処理を行う方針を決定した。
- 平成29年度は新施設整備に向けた検討に着手した。

平成8年度

平成38年度

くりりんセンター
供用開始

平成23年度
長期包括的業務委託
(~平成37年度)

平成28年度
平成38年以降は新施設で
ごみ処理を行う方針を決定

★平成29年度
新中間処理施設
整備検討会議

2 本年度の検討内容

- 平成30年度から予定している基本構想の策定に先立ち、排出、収集運搬、中間処理、最終処分に至るごみ処理システム全体のあり方を踏まえた中間処理施設整備を検討するため、国が推進するごみ処理の広域化も念頭に置き、十勝管内19市町村による「新中間処理施設整備検討会議」を設置した。
- 検討会議における主な論点は下表のとおりであり、6回の会議における検討を経て、とりまとめた内容を基本構想の策定において活用する。

【検討会議における主な議題】

- ごみ処理の広域化の考え方について
- 3Rの推進について
- 今後のごみ処理のあり方について
- 中間処理施設における処理方式について
- 環境規制に関する法基準について
- 循環型社会形成推進交付金制度について
- 事業方式の概要について
- 建設候補地について
- 事業工程案について

3 検討会議における主な取りまとめ内容

- (事業方式)**
- 組合におけるこれまでの事業方式の変遷、くりりんセンターをはじめとする組合施設の運営形態や各種資格保有者の確保、自治体の行財政改革の流れや国によるPFI等の推進を踏まえ、「公民連携方式」により整備することを方針とした。
 - 循環型社会形成推進交付金及び起債の活用や他自治体の事例を総合的に勘案し、公民連携方式のうち、DBO方式とBTO方式に重点を置いて検討を進めることとした。

【事業方式の概要】



			施設の所有		資金調達		仕様・設計・建設		運営・維持管理		モニタリング	
			建設時	運営時								
公設公営	直営		行政	行政	行政	交付金・起債・一般財源	行政	行政	行政	-		
	管理・運営委託	単年度						民間 (単年度委託)				
公設民营		複数年度						民間 (長期委託)				
	公民連携	公設+長期包括【現状】						民間	民間		行政/民間	行政: 交付金・起債 民間: 融資等
DBO方式												
BTO方式		民間	民間	民間	民間: 融資等	民間	民間 (事業契約)	金融機関				
BOT方式												
BOO方式												

- (建設候補地)**
- 建設候補地の適性について、面積、法律的制約、現状を踏まえた検討を行い、次年度以降詳細な比較検討を行う対象を2地区に絞り込んだ。

【建設候補地の位置】



(事業工程と供用開始)

○新施設の供用開始までに必要となる手続等の工程と標準的な期間をもとに事業工程案を整理し、供用開始時期を平成39年度に設定した。

【事業工程表】

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度
D B O 方式	基本構想策定		地域計画策定	環境影響調査等	基本計画策定	事業者選定・契約	設計・建設	設計・建設		★ 供用開始
B T O 方式	〔DBO方式と同じ〕			特定事業選定・PFI事業者選定・契約				設計・建設		★ 供用開始

BTO方式 ・特定事業の選定手続きが必要であり、DBO方式と比較すると事業者選定に時間を要する。

・施設建設の事業主体が民間であるため、廃棄物処理法に基づく施設設置許可申請手続きが必要となり、建設工事期間はDBO方式と比較すると時間を要する。

4 施設整備に関する当面の取組み

○基本構想を平成30～31年度に、また地域計画を平成32年度中に策定し、循環型社会形成推進交付金の交付申請を行う。

○基本構想は、現在設置している検討会議における検討をもとに策定することとし、処理方式や事業手法など専門的知見が必要な事項については、学識経験者に助言を求めめる。

【検討の体制】

